

## 浜松市製品検査試料採取実施要領（食品衛生法第25条関係）

### （申請受付前の指導）

#### 第1 製品の区分

- 1 昭和31年4月12日付け衛発第221号により製品はあらかじめ販売の用に供する小分け用の容器又は包装に納めておかなければならない。ただし、販売に際して包装するセロファン紙などは包装しないでおくこと。
- 2 ポリエチレン等の袋に入れる場合は、口の一部を開けたままおくこと。
- 3 小分け容器は、きちんと詰め合わせた上、一見して個数が分かるように積み重ねておくこと。
- 4 1ロットの小分け容器が入るようなロッカーをあらかじめ用意させ封印に便利のようにしておくこと。
- 5 ロッカーに入らない大きなロットは、必ず製品倉庫におき、場所を一定させておく必要があること。

### （試料の採取方法）

#### 第2 申請書との照合

採取に先立ち、製品の種類、数量が申請書の記載事項と相違がないことを確認すること。特に小分け容器が小さい場合には注意を要する。

#### 第3 試料の代表

小分けしてある製品から採取するのであるから、なるべく異なった場所、例えば底、中間、両側、表面等から1ロットについて最低3個以上の小分け容器を抜き取り、その容器の口を開けて、その中からさじ等で1グラムくらいずつ採取し、合わせて1ロットの検体採取量とすること。

第4 採取した開封後の小分け容器は、1箇所に合わせて別のロットとすること。従って申請の容量別個数から、その個数が除かれる。ただし、小分け容器が10キログラム程度の大型の場合は、同一ロットにしても差し支えない。

### （検体）

#### 第5 容器

採取した検体は、採取後、その品質に変化を来すことのないようにできる限り現状を保持して検査施設に送付するために、なるべくガラス瓶に採取し、密栓・ろう封すること。

#### 第6 封印と標紙

- 1 封印には、丈夫なかん紙を栓又はふたの全面にかけて貼付し、十文字に交わる点に捺印すること。
- 2 標紙は、申請者氏名、製品名、製造年月日、申請数量、小分け容器又は小分け包装の容量別個数（検体採取個数を除いておくこと）、採取量、採取年月日（時間）及び監視員の捺印したものを貼付すること。

( 試料採取後の検査材料 )

第 7 ロッカーに入れられている場合

錠前の部分に封かん紙を巻き付けて封印し、監視員が捺印すること。また錠がない場合で、木製の場合は両端を封かんし、金属性の場合は剥離しないように縦横に封かん紙を貼付し、監視員が捺印すること。

第 8 ロッカーに入らない大きなロットの場合

小分け容器が抜け出さないように倉庫の 1 箇所位置させ、シートをかぶせるか又は確実に縄掛けして、その結び目あるいは、縦横のひもの交差部に封かん紙巻き付けて、貼付し捺印すること。

第 9 標紙の貼付

ロッカーあるいは縄掛けのひも、シート等に特別の貼付箇所を設けておき、この場所に採取年月日、採取量、製造年月日、申請数量、小分け容器の包装及び容量別個数を記入した標紙を貼付しておくこと。

( 合格証紙の貼付とその監視 )

第 10 合格証紙の受渡簿を必ず作成しておくこと。

第 11 証紙は、必ず 1 日の作業量のみの数を手渡し、余分の枚数を手渡さないこと。

第 12 立会監視は、なるべく常時監視することが望ましいが、特に作業開始前、終了後等に重点的に行うこと。

第 13 証紙は、製品使用時に破れるように貼付することがよく、ポリエチレン等の袋入りの場合は、内部に証紙を入れて、取り出せないように溶封できるものであること。

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。